

境港市家庭用蓄電池普及促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）の普及を促進し、もって地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図るとともに、県内における再生可能エネルギー関連産業等の振興を目的として、境港市家庭用蓄電池普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（対象設備）

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）設置前において使用に供されていないこと。
- （2）蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、パンフレット、仕様書等で日本産業規格又は国際電気標準会議（IEC）等の定める国際規格に適合していることが確認できるものであること。
- （3）10kW未満の太陽光発電設備と連系するものであること。
- （4）県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）が受注及び設置工事を行う設備であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）自らが居住する市内の住宅（店舗、事業所等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に対象設備を設置する者
- （2）住宅を自ら所有する者又は対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて当該住宅の所有者の承諾を得ている者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象となることはできない。

- （1）市税の滞納がある者
- （2）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、蓄電容量1kWh当たり6万円、かつ、1件当たり40万円を限度とする。ただし、補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を上限とする。

2 前項において、補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注は補助対象経費の対象外とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備に係る設置工事着手前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し

（2）対象設備の仕様が分かるカタログ等

（3）対象設備の概要書（別紙1）

（4）補助対象経費内訳書（別紙2）

（5）対象設備に係る設置工事着手前の現況写真

（6）対象設備の設置後の状態を示す図面

（7）対象設備の設置予定家屋の位置図

（8）太陽光発電設備設置に係る電力会社との受給契約書の写し

（9）納税課税確認書

（10）承諾書（第3条第1項第2号に該当する補助対象者に限る。）（別紙3）

（11）その他市長が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、原則として交付申請を受けた日から15日以内に申請者に対して補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（申請事項の変更等）

第7条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、対象設備の設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及び内訳書
 - (2) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
 - (3) 申請者本人の住民票の写し又は申請者が対象設備を設置した建築物を所有していることを証する登記事項証明書（3か月以内のもの）
 - (4) 施工事業者報告書（別紙4）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第11条の規定により補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書（様式第5号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

（取得財産等の管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、災害その他の事故により対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（取得財産等の処分）

第12条 補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期限内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力の要請）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について協力の要請を行うことができる。

- (1) 対象設備の使用状況の調査
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （手続代行者）

第14条 第5条に基づく補助金交付申請を行う者は、対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 暴力団員等は、手続代行者になることはできない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当

分の間、手続きの代行を認めないことができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。